

# 健康保険任意継続被保険者の保険料の納付期限について

## 【相談申出要旨】

私は、政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったが、保険料の納付期限の日に妻が体調を崩し、看病等を行っていたため、保険料の納付ができず、翌日に納付したところ、後日、社会保険事務所から任意継続被保険者資格喪失の通知と保険料の還付請求書が届いた。納付が1日遅れただけで、一方的に資格喪失されるのは納付できないことから、社会保険事務所に出向いて説明を求めたが、制度上そのようになっており、仕方がないとのことであった。

しかしながら、やむを得ない事情がある場合等においては、納付期限を過ぎて納付した場合においても資格喪失されないようにしてほしい。

(注) 上記のほか、10件の苦情等が当省の行政相談に寄せられている。

# 1 健康保険法における任意継続制度の概要

## (1) 制度の概要（健康保険法第3条第4項）

適用事業所の被保険者が退職等により資格を喪失したとき、

- ①資格喪失日の前日までに「継続して2か月以上の被保険者期間」があること
- ②資格喪失日から「20日以内」に、自宅所在地を管轄する社会保険事務所に申請すること

により、政府管掌健康保険の任意継続被保険者となることができる。

## (2) 任意継続被保険者の資格喪失（健康保険法第38条）

次のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失する。

- ①任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ②保険料を納付期日までに納付しなかったとき(納付期日の翌日に資格喪失)
- ③就職して、健康保険、船員保険の被保険者資格を取得したとき
- ④被保険者が死亡したとき

## 2 保険料の納付

### (1) 保険料の納付方法

- 金融機関（郵便局を含む）を通じての振込み
  - 管轄の社会保険事務所窓口での納付
  - インターネットバンキング等による電子納付
- ※ 現在、口座振替の取扱いは行っていない。

### (2) 保険料の前納

6か月分あるいは12か月分の保険料を前納することができ、この場合、年4分の毎月複利減価法により保険料がさらに減額される。

（12か月分前納の場合、月払いに比べ、約2.1%保険料が減額）

### 3 納付期限の徒過防止の措置

社会保険庁作成のしおり（抜粋） ※最初の説明時に窓口で配布するほか窓口に常時備え付け

#### ○保険料の納付期日

- ・ 毎月の保険料は、月初めに送付される納付書でその月の1日から10日（10日が土・日曜日又は祝祭日の場合は翌営業日）までに納めてください。
- ・ 納付書が届かない、納付書を紛失したという場合は、早急に管轄の社会保険事務所へご連絡ください。

（納付期日までに保険料を納められないと、納付期日の翌日で資格喪失することとなり、被保険者証は使用できなくなりますので、十分注意してください。）

- ・ 初回保険料の納付期日については、管轄の社会保険事務所の指定した日となります。（なお、初回分の保険料が納付期日までに納付されないときは、被保険者資格が取り消しとなります。）

※社会保険庁のホームページに同一のものを掲載

社会保険事務所独自作成のちらし（抜粋） ※納付書送付時（月初めに到着）に添付

#### <京都西社会保険事務所の例>

平成○年○月分の納期限は 平成○年○月○日（○）です。

納付期限までに納付されなかった場合、健康保険被保険者証は○月○日以降使用できなくなります。

来月分以降、月初めの2～3日が経過しても、万が一納付書が届かない場合は、お早めに管轄の社会保険事務所までご連絡ください。再度、納付書を送付いたします。なお、その場合にも納付期限は変更されませんのでご注意ください。

## 4 納付期限を徒過した場合の例外的取扱い

### (1) 例外的取扱いの例

「納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたとき」  
(健康保険法第38条第3号)

正当な理由とは、「通常、天災地変、交通・通信関係のスト等のような場合に納付期日までに保険料の納付がなかったときが考えられる」  
(昭和58年保険発第19号・庁保険発第4号通知)

平成18年10月、社会保険庁は上記通知取扱いの徹底を行った。

### (2) 各社会保険事務所における運用の実態

#### <納付期限の徒過理由>

- ・ 病氣療養中の息子の付き添いで慌ただしい日々を送っていたため
- ・ 仕事が忙しく、納付を忘れていたため
- ・ 納付書が納付期限を過ぎても届かなかったため



#### <例外的取扱いの状況>

認める

認めない

認める社保・認めない社保あり

## 5 類似制度との比較

### ○ 納付を遅延した場合の正当な理由

#### ・ 地方公務員等共済組合の場合

「正当な理由」があると認められる場合とは、法定の期限を経過した責任を本人に帰すべきでないと判断される場合に限られる。

(具体例)

本人自身ではいかんともしがたい天災地変の場合又は交通・通信関係のストの場合

(地方公務員等共済組合法の運用について(昭和49年自治福第215号通知))

### ○ 保険料の納付期間

#### ・ 国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の場合

前月の1日から末日までの1か月間

(国家公務員共済組合法施行令第52条第2項、地方公務員等共済組合法施行令第49条第2項)

任意継続組合員は、前項の場合を除き、任意継続組合員の資格を継続しようとする月の任意継続掛金を、その月の前月の末日(その日が払込期日前であるときは、当該期日)までに、組合に払い込まなければならない。

### ○ 保険料の口座振替

#### ・ 健康保険組合の場合

独自の判断で口座振替を行っている組合がある

## 6 社会保険庁の意見

### ○ 毎月の保険料の納付期限を10日とした理由

健康保険任意継続被保険者については、本人が直接保険料を納付するため、事業主が納付する場合のような事務に要する期間を考慮する必要が少ないことから、厚生年金の任意継続被保険者の納付期限も10日(現在当該条文は法改正により削除)であることを考慮。

### ○ 納付期限を徒過した場合に認められる正当な理由の範囲

「老人保健法の施行に伴う健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険の事務取扱いについて」(昭和58年保険発第19号・庁保険発第4号)において、「通常、天災地変、交通・通信関係のスト等のような場合に納付期日までに保険料の納付がなかったときが考えられる」としており、その事由については極めて限定した取扱いとしている。

しかしながら、従来、一部の社会保険事務局・所において、納付期限の取扱いをゆるやかに解していたことから、上記通知と同内容ではあるが、改めてそれを明記した平成18年10月の社会保険業務処理マニュアルに基づき、当該通知の取扱いについて徹底した。

# 障害者自立支援制度における 心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善

## 【相談申出要旨】

私は、心身障害者扶養共済給付金(月額2万円)を受給している障害者で、現在、障害者自立支援制度に基づく障害者支援施設に入所している。

入所者の世帯が**非課税世帯の場合**は、障害者自立支援制度上、施設の利用負担について各種の軽減措置が講じられるが、当該給付金は、この軽減措置を行うに当たっての利用負担額の算定の対象収入となっているため、**給付金を支給されても目減りし、ほとんど手元に残らない**。一方、**生活保護世帯の場合**、障害者自立支援制度上の負担を求めないこととしているため、**当該給付金を受給することとなっても、生活保護費ともども丸々手元に残ることとなっている**。

障害者自立支援制度において、給付金を収入として取扱うことは、結果的に生活保護世帯に比べて非課税世帯が不利となることとなり、心身障害者扶養共済制度の目的効果も現れないものとなるので、**給付金を、算定の対象収入と認定しないよう改善してもらいたい**。

# 前回推進会議における主なご意見

## 1 施設入所者の生活実態について

- 低所得については、現実の所得が生活保護費を受給してしかるべき状態になっている階層が現実にある。この辺りでの給付金をどう取り扱うかという微調整の問題ではないか。  
(※生活保護受給者と低所得者の収入の違い等、入所者の収支の実態を知りたい。)

## 2 各制度の「収入」の意義等について

- 給付金は介護や自立のために必要な資金であり収入とは異なるという司法判断がなされている以上、生活保護世帯であろうと障害基礎年金しか収入がない世帯であろうと、給付金の性格については異なるところがないのではないか。  
(※給付金について、自立支援制度上収入としている見解、生活保護制度上の収入とみるべきではないとされた司法判断の詳細を知りたい。)

## 3 扶養共済制度について

- 給付金について、収入に算定するのかバランスをもっと考慮するのかだけでなく、このままでは、共済制度に加入するインセンティブがなくなってしまうのではないか。  
(※口数を2口を上限とした理由、口数別加入者の割合とその趨勢を知りたい。)

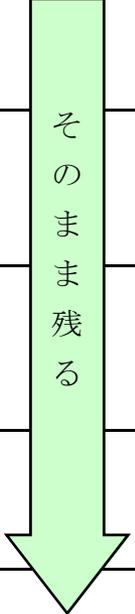
## 4 負担額の算定方法の見直しについて

- 国民の立場からみたとき、給付金について、現行どおり収入に算定するのがいいのか、あるいはバランスをもっと考慮する方向での見直しがいいのか、また、バランスを考慮するとした場合、どのようにとれば国民の納得を得ることができるのか。
- 自立支援制度上で、もう少し手元に残る額が増えるような微調整、例えば半分だけ収入とみる等の微調整が技術的に可能か。

## 入所施設等の利用者負担額の所得区分別比較

区分	保護世帯	非課税世帯		
	生活保護	低所得1 (年80万円以下)	低所得2 (年80万円以上)	
収入 障害基礎年金 給付金 (保護費)	20,000円又は40,000円 (保護費)	2級の額(66,008円)	2級の額(66,008円) 1口 20,000円	2級の額(66,008円) 2口 40,000円
就労等収入の合計 (A)	—	66,008円	86,008円	106,008円
定率負担 (B) (個別減免後の額)	そのまま残る 0円	0円	8,170円	18,170円
実費負担 (C) (補足給付後の額)	0円	41,008円	51,337円	58,000円
負担額の合計 (B+C)	0円	41,008円	59,507円	76,170円
手元に残る金額 (A-(B+C))	20,000円又は40,000円 +(保護費)	25,000円	26,501円	29,838円

算定の対象収入



# 施設入所者の生活実態調査結果

## ○A市及びB市の2市を調査

### (1)2市における障害者の現状

20歳以上の施設入所者の大半は、非課税世帯（低所得2）が占める。

（A市：58.4%、B市：75.9%）

### (2)2市における扶養共済制度の現状

両市における共済加入状況について、1口加入者、2口加入者の割合はほぼ等しいといえる。

(単位:人, %)

	A市		B市	
	人数	割合	人数	割合
心身障害者の登録者数	34,503	100.0	32,443	100.0
身体障害者	26,452	76.7	25,340	78.1
知的障害者	4,569	13.2	4,248	13.1
精神障害者	3,482	10.1	2,855	8.8
20歳以上の施設入所者	734	100.0	879	100.0
生活保護	33	4.5	20	2.3
低所得1	230	31.3	113	12.9
低所得2	429	58.4	667	75.9
一般	42	5.7	79	9.0

注)平成19年4月1日現在。ただし、A市の20歳以上の施設入所者数は平成19年12月10日現在。

(単位:人, %)

	A市					B市				
	全体	1口		割合		全体	1口		割合	
		2口	1口	2口	1口		2口			
加入者数	532	246	283	46.2	53.2	359	210	149	58.5	41.5
生活保護世帯	3	2	1	66.7	33.3	1	1	0	100.0	0.0
非課税世帯	58	9	49	15.5	84.5	12	12	0	100.0	0.0
課税世帯	471	235	233	49.9	49.5	346	48	298	13.9	86.1
受給者数	47	33	13	70.2	27.7	236	187	49	79.2	20.8
生活保護	—	—	—	—	—	0	0	0	0.0	0.0
低所得1	—	—	—	—	—	2	2	0	100.0	0.0
低所得2	—	—	—	—	—	6	4	2	66.7	33.3
一般	—	—	—	—	—	228	181	47	79.4	20.6

注)A市における受給者の所得別内訳は不明

○ これらの市に所在する5つの障害者施設を調査し、このうち協力の得られた4施設の**入所者65名の生活実態を抽出**

(内訳:生活保護者 3名、低所得1 16名、低所得2 45名、一般世帯 1名。)

※ **給付金受給者は、4名**

# 生活保護受給者と低所得者の比較事例

- 生活保護受給者は、生活保護費がそのまま手元に残っている(2事例)
- 心身障害者扶養共済給付金を受給している低所得者は、手元に残る額は生活保護者の半額程度。しかも、その負担額の算定において、少なくとも手元に残る額として設定されている2万5千円を下回っている(2事例)

## 事例①(生活保護受給者の事例)

生活保護受給者 (身体障害者・預貯金182,000円)	
収入	
生活保護費	45,490円
	<b>45,490円</b>
支出	
定率負担(個別減免後の額) : 施設利用料	0円
実費負担	0円
	0円
手元に残る額	<b>45,490円</b>
その他の生活費 :	0円
収支差	45,490円

## 事例②(給付金受給者の事例)

低所得2 (身体障害者・預貯金 家族管理のため不明)	
収入	
給付金	20,000円
障害年金(1級)	82,508円
	<b>102,508円</b>
支出	
定率負担(個別減免後の額) 施設利用料	24,600円
実費負担 : 食費・光熱費	56,082円
	80,682円
手元に残る額	<b>21,826円</b>
その他の生活費 : 医療費・薬代	9,000円
収支差	12,826円

## 給付金受給のため利用者負担上、不利となっている事例

心身障害者扶養共済給付金受給者の方が、給付金未受給者より、利用料の個別減免及び実費負担に対する補足給付後の利用者負担が多くなり、**その結果、共済制度加入の目的効果がまったく現れない現状あり**

### 事例②(給付金を受給している事例)

低所得 2 (身体障害者、預貯金 不明)	
収入	
給付金	20,000円
障害年金 (1級)	82,508円
	102,508円
支出	
定率負担 (個別減免後の額) : 施設利用料	24,600円
実費負担 : 食費・光熱費	56,082円
	80,682円
手元に残る額	21,826円
その他の生活費 : 医療費・薬代	9,000円
収支差	12,826円

### 事例③(給付金を受給していない事例)

低所得 2 (身体障害者、預貯金1,063,000円)	
収入	
障害年金 (1級)	82,508円
	82,508円
支出	
定率負担 (個別減免後の額) : 施設利用料	7,308円
実費負担 : 食費・光熱費	46,910円
	54,218円
手元に残る額	28,390円
その他の生活費 : 社会保険	1,333円
収支差	27,057円

# 施設入所者の支出等からみられる生活実態

生活保護受給者、心身障害者扶養共済給付金を受給している低所得者及び受給していない低所得者の利用者負担及びその他の生活費等支出状況を比較した結果、次のような現状あり

## 事例④(生活保護受給者の事例)

生活保護受給者 (身体障害者、預貯金 166,000円)	
収入	
生活保護費	45,490円
	<b>45,490円</b>
支出	
定率負担(個別減免後の額)：施設利用料	0円
実費負担：食費・光熱費	850円
	850円
<b>手元に残る額：</b>	<b>44,640円</b>
その他の生活費：交際費・娯楽費	43,425円
収支差	1,215円
注1 当該施設においては特別な食事に関しては実費負担となっている。	
注2 交際・娯楽費のうち、30,000円は全国障害者スポーツ大会に出場小遣い	

## 事例⑤(給付金を受給している事例)

低所得2 (身体障害者、預貯金 11,676,000円)	
収入	
給付金	20,000円
障害年金(1級)	82,508円
その他(医療費助成)	2,120円
	<b>104,628円</b>
支出	
定率負担(個別減免後の額)施設利用料	24,000円
実費負担：食費・光熱費	57,100円
	81,100円
<b>手元に残る額</b>	<b>23,528円</b>
その他の生活費：医療費・薬代	3,260円
交際費・娯楽費	10,370円
交通費	5,130円
社会保険	2,500円
その他	1,000円
	<b>22,260円</b>
収支差	1,268円

## 事例⑥(給付金を受給していない事例)

低所得 1 (身体・知的障害者・預貯金 1,165,000円)	
収入	
障害年金(2級)	66,008円
その他(医療費助成)	930円
	<b>66,938円</b>
支出	
定率負担(個別減免後の額):施設利用料	0円
実費負担:食費・光熱費	40,390円
	40,390円
<b>手元に残る額:</b>	<b>26,548円</b>
その他の生活費:医療費・薬代	
	9,140円
交際費・娯楽費	18,305円
その他	1,000円
	28,445円
収支差	<b>△ 1,897円</b>

### ○ 手元に残る額を比較

給付金を受給している低所得者は、これら三者の中で最も収入が多いにもかかわらず、実費負担に対する補足給付の軽減措置が薄く、その結果、利用者負担額が多いため、負担額を差し引いた後に残る額である「手元に残る額」は最も少ない上、厚生労働省がその他の生活費として設定している額を下回っている

### ○ その他の生活費を支出した後の額を比較

施設入所者は、「手元に残る額」から、さらに医療費、交際費等その他の生活費を支出。その結果、最終的な収支の差は千円程度とわずかな額となり、中にはマイナスとなっている事例もあり

### ○ その他の生活費の支出内容等について生活保護者と低所得者を比較

その他の生活費の支出額は、生活保護者が最も多い上、その支出内容は、交際費・娯楽費に多額を費やすなど比較的余裕がある

一方、低所得者の支出内容は、医療費・薬代、社会保険等に費やす部分もあり、交際費・娯楽費は生活保護者よりかなり少なく余裕があまりない

# 給付金についての厚生労働省の見解と司法判断

## 厚生労働省

- 利用者負担については、負担能力のある方は相応のご負担をいただくことを基本的な考え方としているが、給付金については、**負担額を減額する際の負担能力**としてとらえている
- 心身障害者扶養共済制度の給付金を障害福祉サービスを購入するための資金として用いることは、**自立更生を図るための当該制度の趣旨や掛け金を支出した親の意思に沿うものである**

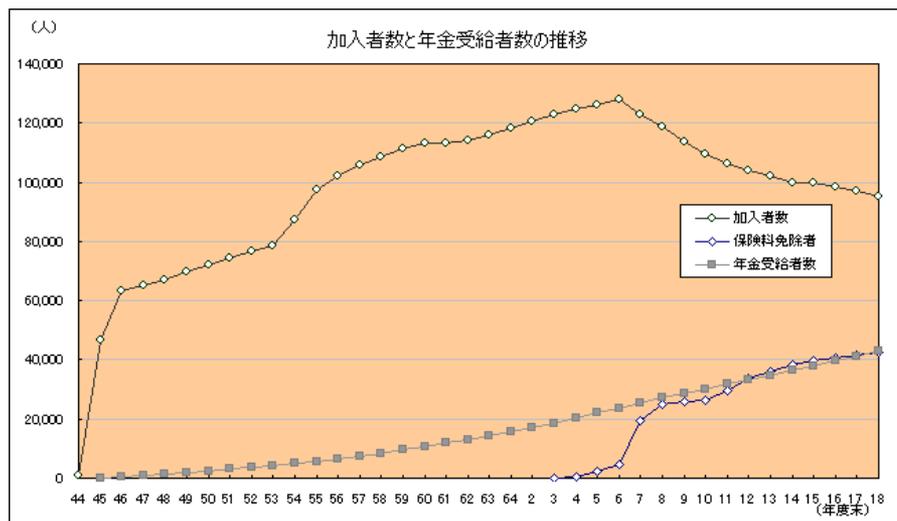
## 司法判断

- 生活保障の面よりも**福祉増進、自立助長**のための特別な資金
- 生活に必要な収入とは、一線を画すべきもの
- また、そう解するのが扶養共済制度に加入した**保護者の意思に合致する**

(平12.9.11名古屋高裁金沢支部判決、平成15.7.17金沢市の最高裁上告不受理決定)

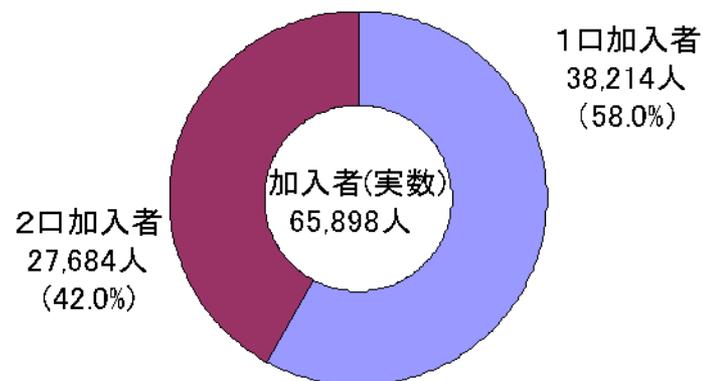
# 心身障害者扶養共済給付金制度の現状

## 1 加入者、年金受給者の状況



(注)表中の加入者数、受給者数等は、口数ベースによるもの。

加入者数の口数別割合(平成18年度末現在)



### (1) 加入者・受給者数(平成18年度末現在)

- ・加入者数: 65,898人(1口: 38,214人(58.0%)、2口: 27,684人(42.0%))
- ・受給者数: 37,691人(1口: 32,354人(85.8%)、2口: 5,337人(14.2%))
- ・加入者は平成7年度以降年々減少。年金受給者は年々増加傾向にあり、実数ベースでここ数年概ね1,300人前後の増加

### (2) 1口又は2口加入の設定理由

昭和45年の制度創立当初は1口加入のみであったが、制度発足後10年が経ち、関係団体などから年金の増額の要望が出てきたことにより、2口加入制度を創設(昭和54年10月第一次改正)。

## 2 制度の財政状況

- 近年の運用利回りの低下や障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増加等により逼迫平成8年改正から、過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市から毎年92億円の負担(平成27年度まで)

→しかし、平成19年9月25日、厚生労働省の心身障害者扶養保険検討委員会において、下記のような意見あり。

- ・本制度が受給者及び加入者に対して果たしている役割についても十分考慮する必要がある。したがって、今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当

(具体的な見直し案)

- ・ **年金給付額維持のため保険料の値上げ**  
新規加入者は、現行保険料に対して、1.8~2.7倍の値上げ、既加入者は、1.1~1.6倍の値上げ
- ・ **公費による財政支援**  
現行の公費投入規模(国と地方で46億円ずつ)を維持し、公費投入の期間を延長(保険収支については平成42年度、年金収支については平成62年度まで)

→厚生労働省は、これに沿って今後事業を進める予定で、既に保険料値上げに関するチラシを作成し、また地方公共団体においては、関係条例の改正に着手。

# 関係機関等の意見

<p>1 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課 (心身扶養共済制度担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付金は、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としており、本制度の財政状況は逼迫しているが、関係団体からは本制度を継続してほしいとの要望が強い。</li> <li>・ 給付金について、各県から、自立支援法上の利用者負担の算定において収入とされているは、結局掛け損ではないかとの意見が出されている。これに対し、<b>自立支援制度の全体的な見直し(平21年目途に実施)の中の検討課題に入るべきもの</b>と回答している。</li> </ul>
<p>2 きょうされん事務局長</p>	<p>低所得者(単身)の収入は、年金と工賃にとどまるのが大半であるから、これに給付金があるのは大きな生活源である。<b>親の気持ちから考えても、また、障害者のためにも、給付金については、自立支援制度における算定対象から除外すべきである。</b></p>
<p>3 A市 保健福祉局福祉部 障害福祉課</p>	<p>当市としては、この扶養共済制度の趣旨・目的から今後も継続することとしており、この給付金を自立支援制度の<b>算定対象となる収入から除外すべき。</b></p> <p>給付金を受給する世帯は、今回問題視している非課税世帯だけではなく、一般課税世帯にも当てはまることであり、同じ受給者の中で、所得状況により利用者負担の算定上収入とみない範囲を限定するような改善策では不公平感を生じるので、給付金については一律に算定対象となる収入から除外すべきである。</p>
<p>4 障害者入所施設 事務長</p>	<p>給付金は、低所得の障害者には貴重なものであるし、給付金の目的からみても、<b>算定対象の収入からはずしてあげるべきもの</b>と思う。</p>
<p>5 B市社会福祉部 障害福祉課</p>	<p>給付金については、自立支援制度の<b>算定対象となる収入から除外すべき</b>である。</p>
<p>6 全日本手をつなぐ育成会 理事長 (第4回心身障害者扶養保険 検討委員会(H19.9.25)に おける発言)</p>	<p>入所施設利用者にとっては、給付金がもらえる状態になっても、手元に残る額は2万5,000円程度となり、共済に加入していない者と同じになる。これまで、親が一生懸命、親亡き後の本人の所得保障のことを考えながら保険をかけてきたにもかかわらず、その配慮がそこにはなく、<b>親にとっては大変不満なことである。この給付金を収入と算定せずに、本人の手元に残るようにする配慮が必要ではないかと思われる。</b></p>

# 郵便貯金の払戻金に関する権利消滅について

## 【相談申出要旨】

私は、定額郵便貯金の満期後（預入の日から10年経過）、貯金証書を紛失していることに気づき、郵便局から払戻証書の交付を受けたが、当時、病気で入退院を繰り返していたことなどもあって、払戻証書のことをうっかり忘失してしまい、払戻金に関する権利を消滅してしまった。

この払戻証書について、有効期間（6か月）の経過後3年間、再交付の請求を行わないと、払戻金に関する権利が消滅してしまうとのことであるが、

- ① 払戻証書と引き換えでなければ、払戻金を受け取ることができないということではなく、市中銀行のように、郵便局の窓口において、本人確認等ができれば払戻金を受け取ることができるようにしてほしい。
- ② また、払戻金に関する権利が消滅するまでの期間（通算3年6月）を延ばすことができないか、検討してほしい。

# 前回推進会議における主な意見

- ・ 郵政民営化に当たり、払戻証書による払戻金に関する権利消滅について検討した内容は、いかなるものであったのか。
- ・ 払戻金に関する請求権について、ゆうちょ銀行の取り扱う新契約では、消滅時効を援用しないでいつでも支払いに応じるという取扱い、一方、管理機構の取り扱う旧契約では、現行どおり権利消滅とする取扱いというように新旧の貯金により取扱いに差異を設けているが、それが法律の規定によるところであっても、管理機構取扱い分についても、ゆうちょ銀行並みにすることができないか。
- ・ 管理機構取扱い分について、現行の権利消滅を維持するというのは、管理機構との関係があるのではないか。管理機構はいつまで存続するのか。
- ・ ゆうちょ銀行が払戻証書の発行を続けるということは、貯金事務センターとの関係もあるのか。工夫すれば、郵便局の窓口でもコンピュータ照合で確認できるようになるのではないか。
- ・ 現行の払戻証書による払戻金に関する権利が消滅する期間3年半で気付かない人は、この期間を5年や10年に延長しても気付かないだろうから、3年半経った時点で、もう一度催告を実施するということが現実的ではないか。

# 郵政民営化に際しての払戻金に関する権利消滅の検討

<郵政民営化の基本方針について（平成16年9月10日閣議決定）>

## 3 最終的な民営化時点における各事業会社等の在り方

### （5）公社承継法人

（ア）業務の内容 郵貯の**既契約を引継ぎ、既契約を履行する。**

（イ）公社勘定の運用 公社勘定については、**政府保証、その他の特典を維持する**

（参考）平成17年5月31日 衆・郵政民営化に関する特別委員会

### ○ 竹内政府参考人

民営化前に預けられた定額貯金でございますが、これにつきましては、まず、旧契約分としまして、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継して管理することになっております。**定額貯金を含む定期性の郵便貯金については、政府保証が維持されまして、金利や払戻し条件等はそのまま**ということございまして、払戻しという点につきましても、今までと同様に郵便局から払戻しが受けられるということでございますので、利用者の点から見れば、何らかわらないということでございます。

<郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の施行等に関する法律（平成十七年十月二十一日法律第百二号）附則>

第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、**旧郵便貯金法（略）の規定は、なおその効力を有する。**



管理機構が承継した郵便貯金の民営化前の契約（旧契約）については、金利や払戻し条件等はそのままとする包括的な方針に沿って管理することとされたものであり、払戻金に関する権利消滅について個別具体的に検討した経緯はみられない。

# 払戻金に関する権利消滅の見直しの余地

<郵政民営化の基本方針について（平成16年9月10日閣議決定）>

○ 基本的視点

○ 民間とのイコールフットィングの確保

- ・ 民間企業と競争条件を対等とする。
- ・ 郵便貯金の民営化前の契約（以下「旧契約」という。）と民営化後の契約（以下「新契約」という。）を分離した上で、新契約については、政府保証を廃止し、預金保険機構に加入する。

○ 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方

## 新契約（ゆうちょ銀行）

- ・ 民間金融機関と同様に、銀行法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う。
- ・ 民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便貯金の政府保証を廃止し、預金保険機構に加入する。



## 旧契約（管理機構）

- ・ 郵貯の既契約を引継ぎ、既契約を履行する。
- ・ 公社勘定については、政府保証、その他の特典を維持する。
- ・ 公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社に委託し、それぞれ新契約と一括して運用する。

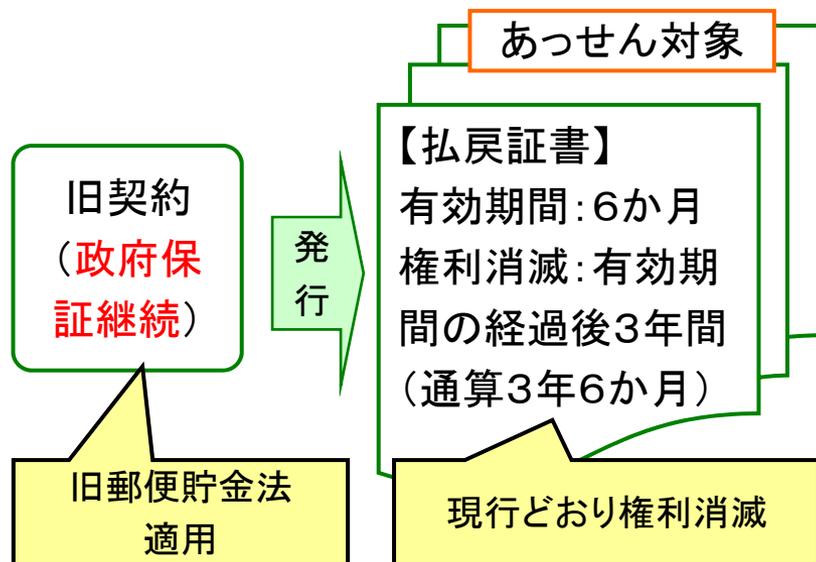
（注）郵便貯金会社とは、ゆうちょ銀行をいう。

### <払戻証書による払戻金の取扱い>

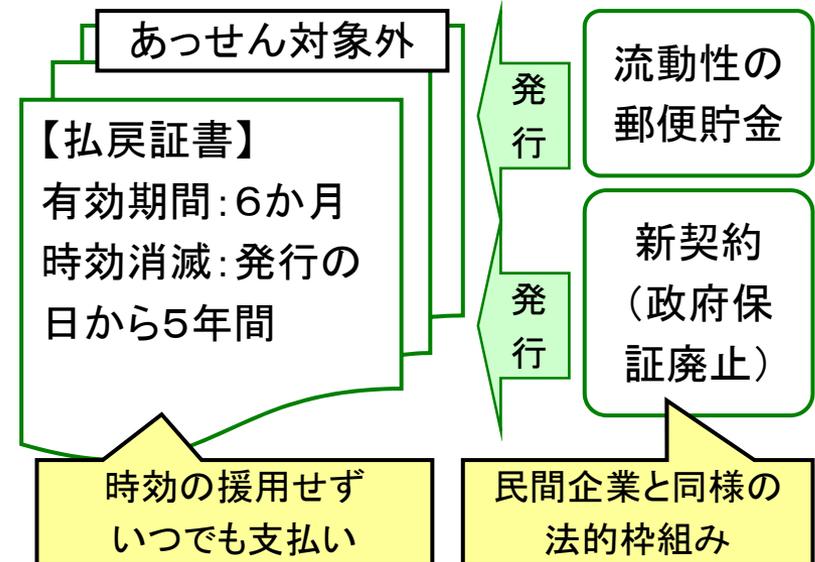
ゆうちょ銀行は、イコールフットィングの確保の観点から、移行期当初から民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行うものである。民営化後にゆうちょ銀行が発行する払戻証書に関する権利については、その発行等に特別の法律の規定がないことから、一般法である商法の消滅時効の規定が適用されるが、ゆうちょ銀行では、他の銀行において、この時効を援用せず、預金者から請求があった場合には、いつでも支払いに応じていることに倣い、同様の取扱いとする予定のもの。

一方、旧契約を承継した管理機構は、郵政民営化の基本方針に基づき整備され関係法令により、旧郵便貯金法の規定に基づき取り扱っているもの。

### 管理機構(独立行政法人)



### ゆうちょ銀行(商法上の株式会社)



## < 払戻証書の廃止についての国の意見 >

(内閣官房郵政民営化推進室)

管理機構が承継する郵便貯金に係る払戻証書の払戻金の権利消滅については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、当該事項に関する旧郵便貯金法の規定はなおその効力を有するものとされている。これは、管理機構が承継する郵便貯金については、法律審議時点における「**政府保証を維持し金利や払戻条件等はそのままとする**」という考え方に対応したものとみられる。

なお、ゆうちょ銀行は、他の市中銀行と同じ法律の規定の適用を受けることから、預金に関する権利消滅の扱いを他行と同じにするかどうかは、**ゆうちょ銀行の経営判断**である。

一方、これに対し、既契約を引継ぎ、履行する立場の管理機構の意見は、次のとおり。

(管理機構)

民営・分社化に際しては、基本的に、**旧郵便貯金法の規定や上記の仕組みの変更がないもの**として日本郵政公社(以下「公社」という。)の機能及び業務を承継していることから、公社時代以前の郵便貯金の取扱方法と同様の方法により取り扱っているもの。



管理機構の目的は、公社から承継した旧契約の適正かつ確実な管理、それに係る債務の確実な履行であることから、権利消滅に関し、自ら見直すことは困難な状況と思料されるところ。

# 管理機構の組織の存続

## <管理機構の概要>

管理機構は、公社から承継した定期性の郵便貯金の適正かつ確実な管理、これに係る債務の確実な履行を目的に、総務大臣を主務大臣とする独立行政法人として、平成19年10月1日に設立。

## 組織の存続期間についての具体的な規定はない

(参考)平成17年5月31日 衆・郵政民営化に関する特別委員会

### ○ 竹中国務大臣

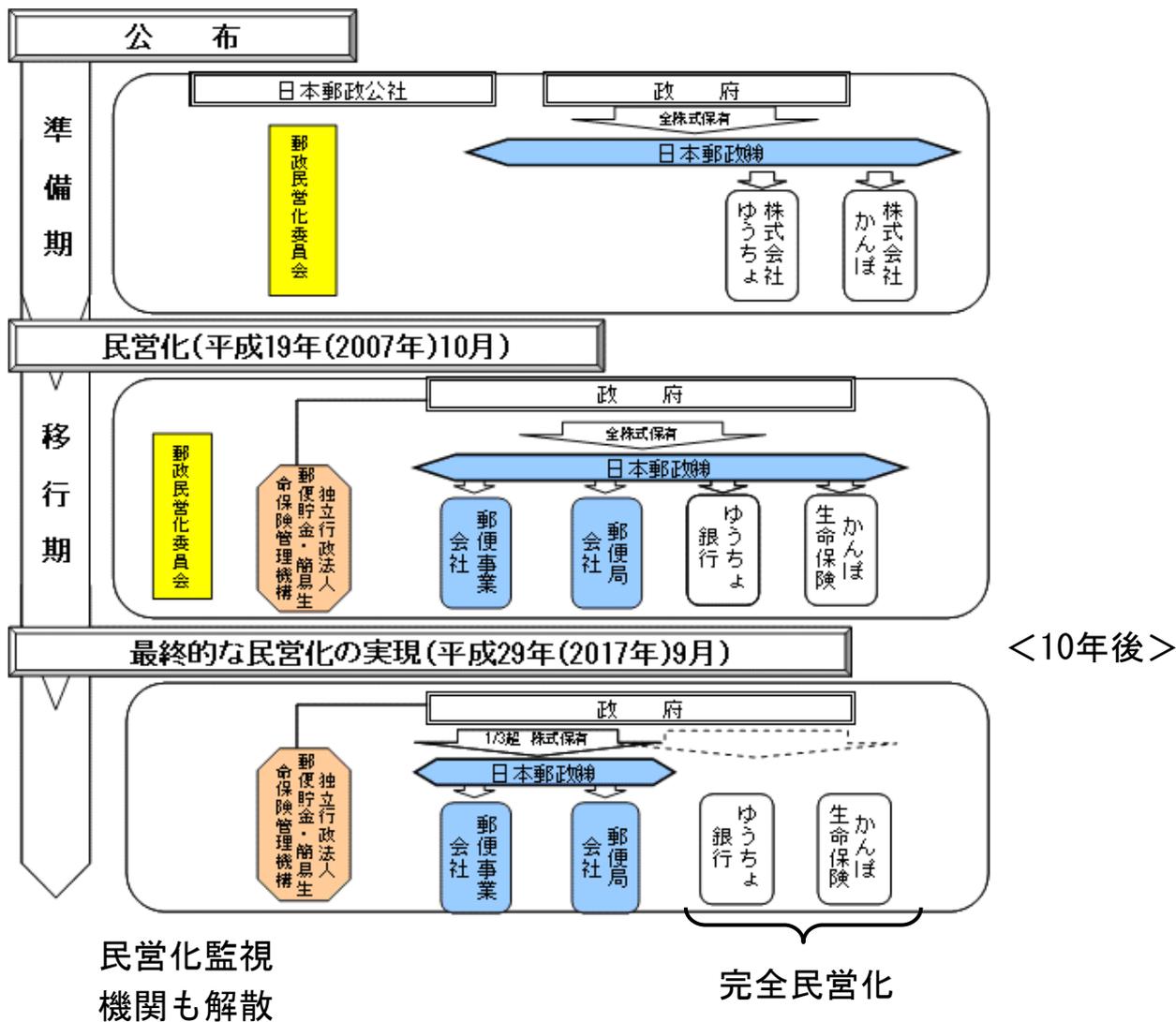
最後に預けられた定額のものには10年たつと満期になりますので、基本的な役割というのは主として10年間というふうにお考えいただいて結構ですが、簡易保険はもっと長いのがございますから、その意味では、組織そのものはより長く継続するということになります。ただし、今申し上げましたように、貯金が、**定額は10年で満期**になりますので、**主とした活動は10年**であるというふうにご認識をいただいてよろしいのではないかと思います。

※ 定額郵便貯金の満期は最長10年。満期の日から20年間取り扱いが無い場合に催告書を通知し、そこから更に2か月間貯金の払戻しが無い場合に権利が消滅(通算30年2か月)

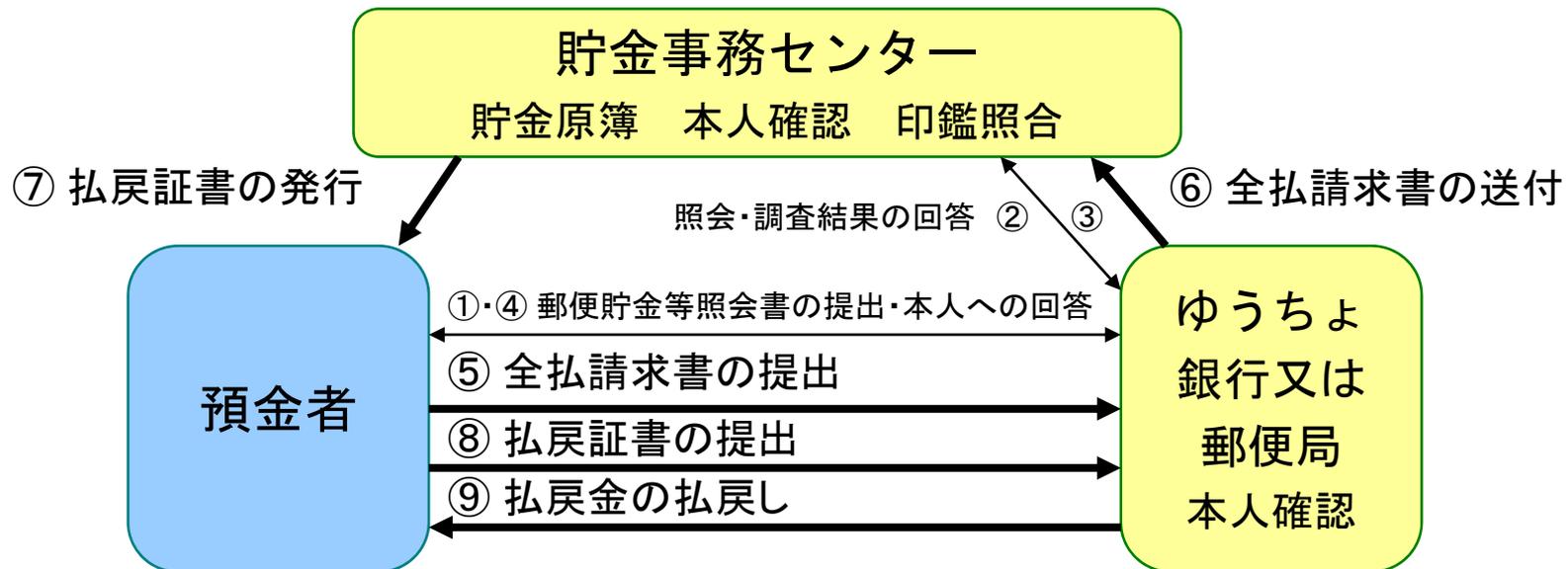


管理機構が承継した郵便貯金の払戻金に関する権利消滅について、旧郵便貯金法を適用することと、管理機構の存続期間に直接の関係はないとみられる。

# <郵政民営化のスケジュール>



# 払戻金の払戻し方法の見直しの余地



※記号番号が不明であっても、預金者の氏名等から記号番号を調査しており、フローの①～④は省略できる（ゆうちょ銀行の説明）

- 現行の払戻証書による払戻金の払戻し方法を前提にシステムも構築
- 管理機構の郵便貯金（旧契約）、ゆうちょ銀行の貯金（新契約）とも事務処理フローは上記のとおりであり、同じ
- ※ 技術的には、郵便貯金では、市中銀行と異なり、預入申込書を貯金事務センターで管理しているため、ゆうちょ銀行等の窓口では印鑑照合等ができないとのこと

## <オンラインシステムの見直しについて>

### (管理機構)

- ・ 日本郵政公社時代以前より郵便貯金の原簿は貯金事務センターで一括管理しており、また、貯金通帳又は貯金証書の紛失の場合は、郵便貯金の原簿を管理する貯金事務センターで貯金の存在を確認した上で、払戻証書を発行して預金者に送付し、郵便局窓口で払戻証書と引き換えに郵便貯金の払戻金を支払う仕組みとしており、**オンラインシステムについても、この仕組みを前提に構築**
- ・ 民営・分社化に際しては、基本的に、旧郵便貯金法の規定や上記の仕組みの変更がないものとして公社の機能及び業務を承継していることから、公社時代以前の郵便貯金の取扱方法と同様の方法により取り扱っているもの<再掲>



無通帳又は無証書で郵便貯金を全部払戻しする場合の事務処理において、郵便貯金の原簿管理や郵便局等で取り扱った受払証書の整理・保管等の業務を行っている貯金事務センターによるところが大きく、オンラインシステムもまたこうした現状を前提に構築されていることからみて、これらの見直しについては、貯金事務センターやオンラインシステムを承継したゆうちょ銀行の今後の課題か。

# 新たな催告の実施の実現性

## 預金者への周知＜事業計画（計画期間：平成19年度）＞

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況をホームページにより公表するとともに、預入期間を経過した郵便貯金の有無の確認及びその早期払戻しを呼びかける新聞広告等を行うことにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。



### （取組状況）

平成19年12月26日、27日及び平成20年1月4日に、預入期間を経過した郵便貯金や払戻しを受けていない払戻証書等を持つ預金者に対して注意喚起と早期受取りを勧奨する広告の新聞掲載を実施

なお、**払戻金に関する権利消滅直前における催告の実施についても検討することを予定**